～保険代理店に求められるRMの知識～　61

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役 ＣＥＯ　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年７月に営業を開始し、リスクマネジメントによる法人マーケット開拓力と支店制度によるマネジメント力を強みとし、全国の代理店と連携して業容を拡大している。現在は全国に19の拠点を持ち、損害保険約26億、生命保険約27億の取扱いを行う。2010年４月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてＡＲＩＣＥホールディングス株式会社を設立し、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第61回 労災事故への対応(5.5)

1. 労災事故への対応について

「労働災害」とは、労働安全衛生法においては「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉塵等により、または作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、または死亡すること」を言います。労働災害は非常に多様な形態で発生しますが、今回は精神疾患以外のいわゆる身体損害を被る労働災害に対象を絞って検証したいと思います。労働災害に関する責任は事業者にあるとされていますが、近年においては労働者の高齢化や外国人労働者の増加、働き方改革や労働者の権利意識の高まりによって労災発生におけるトラブルが増加しており、従業員側が会社側を訴えるというケースも発生しています。

2. 労災事故の特徴等

労災事故が発生すると、企業は様々な損失を被る可能性がありますが、３つの法的責任と社会的責任、その他のリスク（生産性の減少等）に分けられます。それぞれの特徴と内容は以下の通りです。

【法的責任】

1）刑事責任：以下の２つのケースで責任を問われる可能性があります。
- 労働安全衛生法違反：事業者及び管理監督者は最高３年の懲役もしくは最高300万円の罰金
- 業務上過失致死傷：業務上の注意を怠った場合は、5年以下の懲役もしくは禁固または50万円以下の罰金

2）民事責任：民事責任としては以下の３つの責任を追及される可能性があります。
- 災害補償責任：事業者は過失の有無に関わらず労働基準法上の災害補償責任を負います。（政府労災に加入で責任は免れます）
- 労働契約責任：労使間において労災発生時の補償について定めがある場合には事業者は規程に基づいた補償を行う必要があります。
- 使用者賠償責任：労災発生に事業者の故意・過失（不法行為責任）、または安全配慮義務違反（債務不履行責任）があった場合は、民事上の賠償責任を負います。

3）行政責任：労働安全衛生法に基づき、作業停止命令や設備使用停止命令などの行政処分が下されることがあります。

【社会的責任】
- 売上減少：重大な労働災害が発生した場合は指名停止や入札停止、取引停止等の社会的責任を追及されるケースが増加しているので注意が必要です。
- 人材確保：労働者の権利意識が高まる中、重大な労災事故が発生することで、新入社員の採用に影響が出たり、社員の流出に繋がる可能性があります。

【その他の損害】
- 生産性低下：労働基準監督署の行政処分や従業員の休業やモチベーション低下によって生産性が大きく損なわれる可能性があります。
- 付随費用：労災発生に伴い、車両や機械設備等の破損・汚損や代替人員の採用・育成費用、保険料の増加等の付随費用が発生する可能性があります。

3. 労災事故の構成要素(図参照)

①事象：労災事故（精神疾患以外の身体傷害を対象）
②原因：労災事故には以下のような原因があると考えられます。
- 墜落、転落、転倒　・飛来、落下　・はさまれ、巻き込まれ
- 高温、低温物との接触　・火災、爆発　・交通事故等

※参考までに平成30年の厚生労働省の労災発生原因の上位３要因は以下の通りです。
- 死亡事故：①墜落・転落256人、②交通事故(道路)175人、③はさまれ・巻き込まれ113人
- 死傷災害：①転倒31,833人、②墜落・転落21,221人、③動作の反動・無理な動作16,958人

③結果（③’影響領域から以下のような結果が生じます）
- 経営資源：従業員（死亡・後遺障害・ケガ）
  設備・建物（破損・汚損、使用停止等）
- 利害関係者：社員及び家族等（使用者賠償責任、遺族補償等）
  株主（利益・株価の下落等）
- 企業価値：ブランド（ブランド下落による売上減少）
  品質・生産性（品質や売上の低下）

④リスク源（労災事故には以下のようなリスク源が考えられます）
- 起こりやすさ：安全網の不備（墜落・転落）
  安全装置の未設置（挟まれ・巻き込まれ）
  運行前点検の不備（交通事故、設備事故）
  ５Ｓの不徹底（転倒、飛来・落下）
  労働時間管理（ヒューマンエラー）
- 結果の大きさ：高額設備の有無（労災事故に伴う破損・汚損）
  特定人員への依存（優秀人員の職場離脱の影響）
  従業員との関係性（会社への賠償請求の可能性）
  福利厚生制度（労働契約責任の履行）
  高額な人件費（賠償責任額の大きさ）
- 両方への影響：過酷な労働環境（集中力の欠如、生産性への影響）
  長時間労働（ヒューマンエラー、安全配慮等）
  労働基準法違反（法令違反、行政処分等）

⑤損失額：労災事故は以下のような損失に繋がる可能性があります。
- 賠償責任：使用者賠償責任（従業員）
- 収入減少：売上減少、生産性低下（優秀な人材の離職）
- 費用損失：福利厚生費用（上乗せ労災・退職金等）
  保険料増加、行政処分、訴訟費用
- 人的損失：採用・育成費用
- 財産損失：設備等の修理・復旧、再調達費用

4. 保険代理店の役割

労働災害は企業のリスク対策状況で起こりやすさも損失の大きさにも差が出ます。保険があるから良いではなく、いかに事故を減らせるかを考える必要があります。特に中小企業の場合は労災発生による損失は保険でカバーできても、同様のパフォーマンスを発揮する人材の採用や育成は容易ではありません。

また、会社側に法令違反や安全配慮義務違反があった場合には巨額の賠償責任が発生する可能性があるため、政府労災や福利厚生の補償に加えて使用者賠償責任保険を手配する必要があります。この保険による資金的な裏付けが無いと、有事の際に労働者の立場に立って労災請求の支援ができず、従業員との争いになる可能性もあるため、会社としての正しい判断・行動を行うためにも必要な補償と考えられます。

図.　労働災害リスクの構成要素(例)

同居する母親の居住等対策

孫おれば母に相続権なし

知ってトクする　－990－
税務情報

Ｑ　５年前に父が他界しました。父の財産といえば、自宅と５００万円程度の預貯金でした。相続では、母は私が面倒を見ることを条件に、長男である私に自宅を相続させてくれました。現在は、母親と私の妻、子と同居しています。先日、叔父と話をしていた時に、「君が万一の時、お母さんの生活のことは大丈夫かね」と聞かれ、「君が亡くなってもお母さんには相続する権利はないよ。対策を立てておかないと」とのこと。これはどういうことなのでしょうか。

嫁との同居が続くか？追い出されるケースも

Ａ　一般に、相続は親から子へ、子から孫へと順を追って若い世代に引き継がれていくものです。しかし、時として不幸にもこの順番が逆になることが起こります。ご質問者のケースのリスクはまさに親子の相続が逆になってしまったときの、母親に降りかかってくる問題についてです。

父親の相続において、母親が十分な財産を取得していればそれほど問題は大きくならないのですが、ご質問によれば、母親が相続したのは預貯金の５００万円のみで、自宅は母親との同居を条件に長男と住んでいます。今ここで長男が死亡した場合、長男に子（母親の孫）がいるため、母親に相続権はなく、頼れるのは預貯金の５００万円と遺族年金だけです。長男の相続人である妻とその子が自宅を含めた長男の財産を相続することになります。

もともと母親は長男の妻とは血のつながりはありません。長男が亡くなっても、同居を許してくれる気の優しい嫁であれば問題はありませんが、嫁もずっと独身を通し続けるとは限りません。若ければなおさら再婚の可能性は高くなります。そうなると、嫁の再婚相手と同じ屋根の下で暮らし続けるのは現実問題として考えにくく、また、それを機に自宅を売却するといった話も出てくるかもしれません。

さらに最悪のケースは、現在嫁と姑の仲が険悪である場合です。今でこそ長男を仲裁役にバランスの取れている関係も、長男の死をきっかけに母親を追い出しにかかる可能性も否定できません。他に別居する子供がおればそこを頼っていくことも考えられますが、それも長期というわけにはいかないでしょう。結局、母親は誰にも受け入れられない家なき老人になってしまいます。老人ホームに入居したくても、今ある預貯金と毎月８万円程度の遺族年金だけでは心もとない状況が続きます。

これらのことを考えると、長男に万一があった後の母親の住居と将来の生活資金を賄うことができる準備をしておかなければなりません。その手段が生命保険です。

母にかかる相続税に２割加算の適用なし

ただ、このすべてを遺族年金だけが収入の母親が保険料負担者となって準備をするのには無理があります。そこで、父親の遺産相続時に自宅を相続した長男を契約者・被保険者、保険金受取人を母として生命保険に加入します。こうしておけば、母親が家を出ていかなければならない事態になっても、その後の家賃負担など経済的危機に陥ることは免れることはできます。

この契約形態であれば、死亡保険金はみなし相続財産となります。長男の他の相続財産と合わせて遺産に係る基礎控除４２００万円（３０００万円＋６００万円×２人（妻と子））以下であれば相続税はかからないため、母親は死亡保険金の全額を取得することができます。

また、たとえ、相続税がかかるとしても、母親は長男の１親等以内の親族であるため、税額の２割加算の適用はありません。相続人でないにもかかわらず税額加算の適用はないといったメリットも受けることができます。